

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

老齢基礎年金の受給要件の変更

一般社団法人 公的保険アドバイザー協会 理事 山中 伸枝

～保険料納付済期間10年で公的年金の受給が可能に!～

65歳以上の無年金者の約6割が保険料を納付した期間が10年未満という実情を踏まえ、平成28年に改正年金機能強化法として、老齢基礎年金の受給資格要件である保険料納付済期間が10年に短縮されました。実際の年金支給は平成29年10月からです。



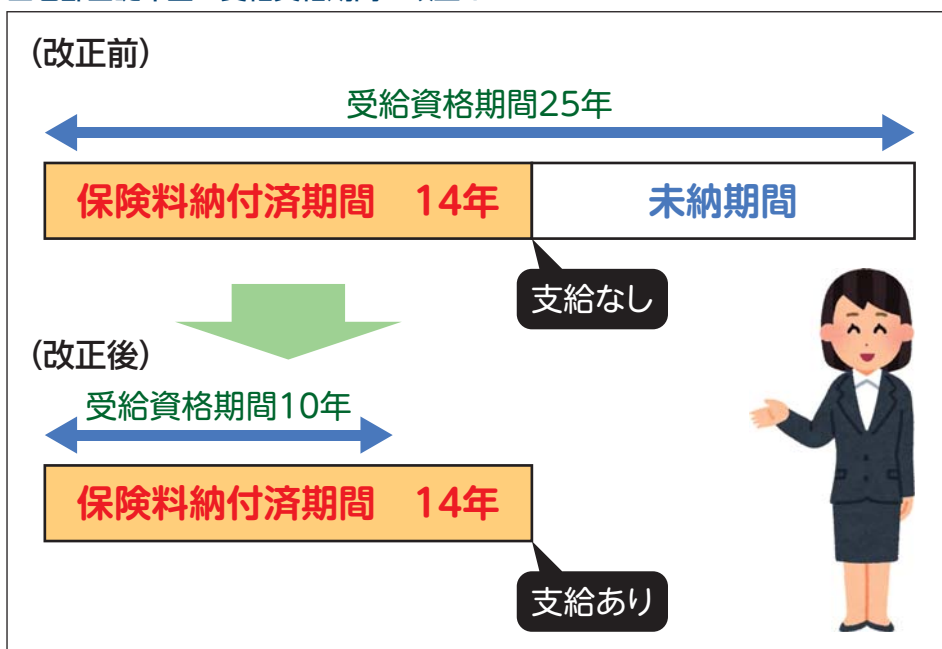
保険料納付済期間10年以上25年未満の人が新たに対象!

老齢基礎年金は、改正前まで25年（300か月。保険料免除・猶予・カラ期間等を含む）以上保険料を納付していなければ受給することができませんでしたが、そのため、十数年保険料を納付した人でも、この要件を満たせなかったばかりに受給できない人が数多くいました。

今回の改正で新たに受給の対象となる人は、65歳以上で保険料納付済期間が10年以上あるけれども25年に満たない人です。これにより、約64万人もの無年金者が救済される見込みです。国からの年金が全くもらえなかった人が、わ

ずかであっても終身にわたって年金が保障されるようになるのですから、これは大きな変化です。

■老齢基礎年金の受給資格期間の改正イメージ



加入期間が短いほど受給額は少ない!!

しかし、要件が緩和されたといっても安心はできません。老齢基礎年金の受給額は、加入期間に比例して多くなる仕組みになっています。加入期間1年あたりおよそ2万円の終身年金です。20歳から60歳まで全期間にわたって保険料を納付した場合は年間約78万円を受け取ることができますが、加入期間が10年であれば20万円弱に過ぎません。とりわけ厚生年金のない、老齢基礎年金のみの自営業者などは老後資金対策が不可欠です。年金財政が厳しい中、将来、受給年齢の引上げや受給額の引下げといったこともあり得ます。老後リスクに備えるためにも、普段から家計を見直すことが大切です。



「老齢基礎年金」とは？ 公的年金制度の一つで、国民年金に加入して受給要件を満たした人が、原則65歳に達してからもらえる終身年金のことです。